

区分	実施事項
第1警戒体制 (準備体制及び走錨対策強化)	<p>1 在港船舶は、荒天準備をなし、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。</p> <p>2 荷役中止基準を厳守すること。また、荷役中の船舶にあっては天候急変に備え、荷役を中止できるように準備すること。</p> <p>3 木材水上荷卸し及びいかだ運航は中止基準を厳守すること。</p> <p>4 在港錨泊船は、VHF 16chを継続聴守するとともに、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、 AIS の作動維持、要すれば機関のスタンバイ等を行い、厳重な走錨海難防止対策を講じること。</p> <p>5 特に JERA・東京ガス扇島 LNG バースから半径 2 海里の円内（走錨対策強化海域 注1）錨泊船は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、前記 4 項目の走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラスタを起動し、当該バース等への衝突を防止すること。</p> <p>6 在港係留船舶は、各岸壁の避難基準に従い対応し、荒天のため出港不可となる状況を避けるため、余裕を持った行動をとること。</p> <p>7 万一に備え、タグボートの手配ができるよう連絡体制を確立すること。</p>
第2警戒体制 (避難体制及び走錨対策強化)	<p>1 船舶は荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。</p> <p>2 避難対象船舶（注2）は、原則として防波堤外に避難すること（但し防波堤外に避難することが適当でないと判断される船舶は、係留強化を行う等、十分な安全対策をとること）。</p> <p>3 避難対象船舶以外の船舶は河川・運河その他の安全な場所へ避難すること。</p> <p>4 木材・作業用資器材の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。</p> <p>5 特に JERA・東京ガス扇島 LNG バースから半径 2 海里の円内（走錨対策強化海域 注1）錨泊船は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラスタを起動し、当該バース等への衝突を防止すること。</p>
入港制限	総トン数 1,000 トン以上の船舶は入港しないこと。（ただし、旅客が乗船中の客船・フェリーにあっては、この限りでない。）
錨泊自粛	<p>1 東京国際空港（羽田空港）周辺の錨泊制限海域（注3）に錨泊しないこと。</p> <p>2 東京国際空港（羽田空港）周辺の錨泊制限海域に錨泊中の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。 ただし、次の船舶を除く。</p> <p>① 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持、その他公益上の必要が認められる用務のため、やむを得ず、</p>

	<p>錨泊制限海域で錨泊する船舶。</p> <p>② 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊制限海域で錨泊する船舶。</p> <p>③ 前各号に掲げるもののほか、京浜港長が認めた船舶。</p>
--	---

#### 注1 走錨対策強化海域

1 東京ガス扇島 LNG パース灯（北緯 35 度 27 分 43 秒、東経 139 度 43 分 8 秒）及び JERA 扇島 LNG パース灯（北緯 35 度 28 分 15 秒、東経 139 度 44 分 20 秒）を中心とする半径 2 海里の円内海面のうち、次の（1）から（5）の地点までを順次結んだ線以南の海面。

ただし、横浜航路、鶴見航路、陸岸並びに京浜港長公示により、錨泊を禁止する区域を除く。

- （1）北緯 35 度 29 分 25 秒 東経 139 度 46 分 19 秒（東扇島防波堤）。
- （2）北緯 35 度 27 分 52 秒 東経 139 度 42 分 46 秒（J F E スチール東日本製鉄所扇島護岸）。
- （3）横浜大黒防波堤東灯台（北緯 35 度 27 分 24 秒 東経 139 度 42 分 25 秒）。
- （4）北緯 35 度 27 分 16 秒 東経 139 度 42 分 2 秒（大黒ふ頭先端緑地護岸）。
- （5）北緯 35 度 26 分 29 秒 東経 139 度 41 分 14 秒（本牧ふ頭防波堤）。

#### 注2 防波堤外避難対象船舶

原則として次に掲げる船舶とする。但し、防波堤外に避難することが適当でないと判断される船舶を除く。

- 1 総トン数 1,000 トン以上の危険物積載タンカー。
- 2 高乾舷船。（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等。）
- 3 風浪から比較的遮へいされるパース以外のパースに係留している総トン数 1,000 トン以上の船舶。

#### 注3 錨泊制限海域

次の地点を結んだ線及び陸岸（護岸を含む）並びに京浜大橋で囲まれた海面のうち、東京西航路及び川崎航路を除く海面。

- 1 大井コンテナふ頭岸壁（北緯 35 度 36 分 17 秒、東経 139 度 45 分 59 秒）と青海コンテナふ頭岸壁（北緯 35 度 36 分 27 秒、東経 139 度 46 分 56 秒）を結んだ線
- 2 青海コンテナふ頭南西端（北緯 35 度 36 分 7 秒、東経 139 度 47 分 12 秒）と中央防波堤内側埋立地北西端（北緯 35 度 35 分 44 秒、東経 139 度 47 分 25 秒）を結んだ線
- 3 中央防波堤内側埋立地南西端（北緯 35 度 35 分 38 秒、東経 139 度 47 分 29 秒）と中央防波堤外側埋立地北西端（北緯 35 度 35 分 34 秒、東経 139 度 47 分 36 秒）を結んだ線
- 4 中央防波堤外側埋立地 D ブロック護岸上（北緯 35 度 34 分 47 秒、東経 139 度 49 分 30 秒）、北緯 35 度 34 分 16 秒、東経 139 度 51 分 23 秒の地点、北緯 35 度 32 分 52 秒、東経 139 度 52 分 10 秒の地点、北緯 35 度 31 分 8 秒、東経 139 度 51 分 22 秒の地点、北緯 35 度 29 分 54 秒、東経 139 度 49 分 57 秒の地点、北緯 35 度 29 分 15 秒、東経

- 139度48分9秒の地点、北緯35度29分36秒、東経139度47分5秒の地点、浮島2期埋立地処分場護岸上（北緯35度30分44秒、東経139度48分5秒）を結んだ線
- 5 京浜港川崎区所在の浮島町北側護岸上（北緯35度31分37秒、東経139度47分）と東京国際空港（羽田空港）南西端（北緯35度31分56秒、東経139度47分42秒）を結んだ線
- 6 東京国際空港（羽田空港）北側護岸北西端（北緯35度34分8秒、東経139度6分16秒）と京浜島東側護岸（北緯35度34分7秒、東経139度46分8秒）を結んだ線
- 7 東海3丁目南東端（北緯35度34分38秒、東経139度45分45秒）と城南島西端（北緯35度34分38秒、東経139度46分）を結んだ線
- 8 城南島北端（北緯35度35分14秒、東経139度46分40秒）と大井食品ふ頭東端（北緯35度35分25秒、東経139度46分36秒）を結んだ線

## 1. 無線による周知

次の無線局から警戒体制等の情報が無線により周知される。

無線局名称	呼出符号又は呼出名称	呼出周波数 kHz	通信周波数 kHz
第三管区海上保安本部 警備 救難部 救難課 運用 司令 センター	ヨコハマホアン	国際VHF CH16	CH12
東京湾海上交通センター	トウキョウマーチス	国際VHF CH16, 13	CH12, 13, 14, 66, 69
同 上 (ラジオ放送)	トウキョウマーチス		1, 665kHz (日本語) 2, 019kHz (英語)
横浜市港湾局	ヨコハマポートラジオ	国際VHF CH16	CH11

## 2. 沿岸域情報提供システム（海の安全情報）による周知

横浜海上保安部のインターネットホームページにより、警戒体制等の情報が周知される。

横浜海上保安部ホームページ URL

インターネット <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/yokohama/>

携帯サイト <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/03kanku/yokohama/>

## 錨泊時の留意事項

### 1. 錨地指定、停泊指定及び錨泊通報

#### (1) 総トン数500トン以上の船舶及び危険物積載船

港則法に基づき通常どおりの錨地・停泊場所指定願により指定等を受けること。

#### (2) 総トン数500トン未満の船舶（危険物積載船を除く）

第1警戒体制または第2警戒体制が発令中の場合にあっては、錨泊船舶及び避難船舶は、錨泊位置を次の方法により京浜港長あて、すみやかに通報すること。船長にかわって船会社・代理店等からでも差支えない。

##### ① 通報内容

船種、船名、総トン数、避難前のバース、錨泊位置（錨地名）、投錨日時、船舶電話番号、信号符号又は船舶番号、全長、最大喫水、AIS装備の有無、投錨節数

##### ② 通報方法

イ 加入電話 横浜海上保安部（常時執務）

045-201-1671, 8180

ロ 加入FAX 横浜海上保安部（常時執務）

045-211-2405

別添、様式により通報すること。

### 2. 避泊中の当直体制（船橋当直・無線当直）の確保

避泊中は、船橋に常時当直員を配置して走錨事故等の防止をはかるとともに、VHF装備船については、国際VHF CH16を聽守すること。

また、AIS（船舶自動識別装置）装備船については、AISを常時作動させること。